

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月3日
【計算期間】	第20期(自 平成21年3月4日 至 平成21年9月3日)
【ファンド名】	MHAM日本成長株オープン
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① MHAM日本成長株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じてわが国の株式に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
- ② 5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。
- ③ 社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

- ・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信 ●追加型投信	●国 内 海 外 内 外	●株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国 内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株 式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

- ・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
---------------------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 (投資信託証券) ※ 資産複合	年1回 ●年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル ●日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	●ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
--	--	--	--------------------------------

※ 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

・属性区分定義

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）を通じて、株式へ投資を行います。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

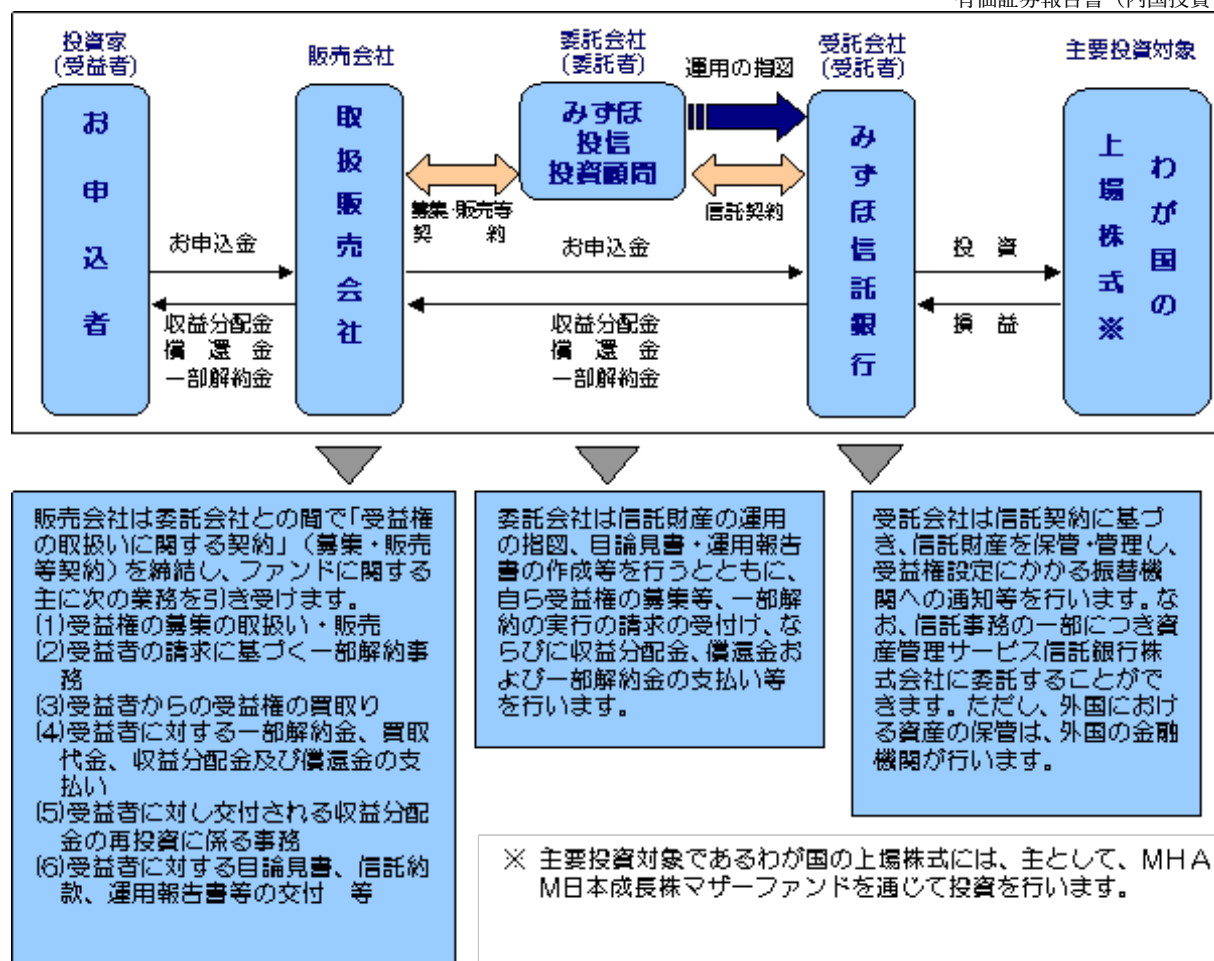
（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

（注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの仕組み】

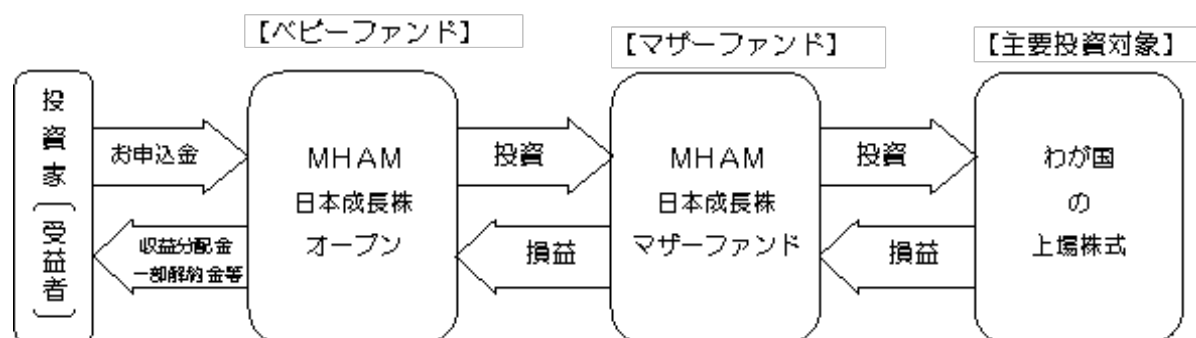
① 当ファンドの運営の仕組み



② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「MHAM日本成長株マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

《ファミリーファンド方式》



※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※ マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成21年11月30日現在)

2. 会社の沿革

昭和39年5月26日

「朝日証券投資信託委託株式会社」設立

平成9年10月1日

「株式会社第一勧業投資顧問」

「勸角投資顧問株式会社」と合併し、

「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更

平成11年7月1日

「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更

平成19年7月1日

「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、
「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3. 大株主の状況(平成21年11月30日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

当ファンドは、わが国の株式を投資対象として、信託財産の中・長期的な成長を目指し、積極的運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

MHAM日本成長株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、このほかわが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場されている株式等に直接投資することもあります。

2. 投資態度

当ファンドは、主としてMHAM日本成長株マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下に定める投資態度に基づく運用成果の確保をめざします。

I. わが国の上場株式等を投資対象とし、アナリストチームの綿密なボトムアップ・アプローチ^{※1}による投資銘柄選定を基本としたアクティブ運用^{※2}を行います。

※1 ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の定量・定性両面にわたる調査・分析に基づき、投資銘柄の選定を行う手法をいいます。

※2 アクティブ運用とは、ファンドマネージャーの独自の判断および様々な投資技法を駆使して、市場全体の投資収益率を上回る超過収益の獲得を目指す運用方法をいいます。なお、TOPIX（東証株価指数）をこの投資収益率の参考指標とします。

II. 競争の優位性と利益の成長性を重視した個別銘柄選定を通じて、超過収益^{※3}の獲得を目指します。

※3 超過収益とは、市場全体の投資収益率を上回るファンドの投資収益の付加部分をいいます。

III. わが国の上場株式等を当社独自の62業種に分類し、個別企業の定量・定性両面にわたる綿密な調査・分析により投資銘柄を厳選します。

◆ 東京証券取引所による33業種分類をさらに景気や業績のサイクルを考慮した当社独自の基準に基づく62業種に分類し直し、調査の実効性を高めます。

IV. 個別銘柄の選択効果を最大限に狙う見地から、銘柄の規模や業種別の投資比率には制限を設けないものとします。

V. 原則として株式投資比率を高位に維持し、積極的な運用を行います。

VI. 現物株式の実質組入^{※4}比率は、通常の状態では50%以上とすることを基本とします。非株式（株式以外の資産）への実質投資割合^{※5}は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、株式市況やファンド資金動向によっては、株式投資比率を高位に維持できない場合もあります。

※4 「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財

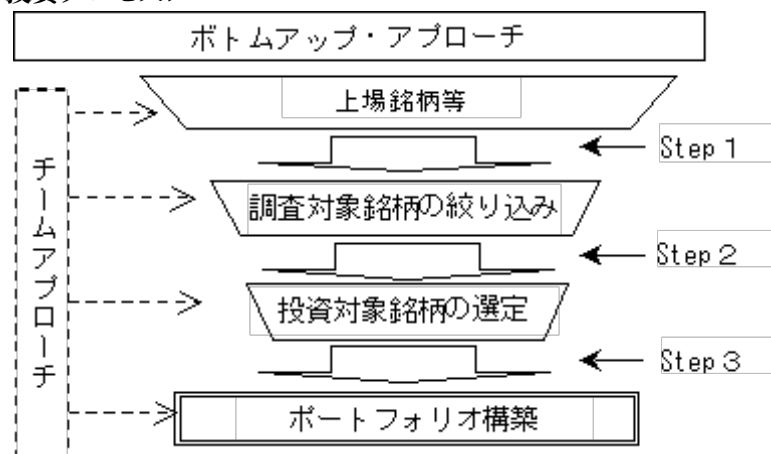
産に属するとみなした額との合計額をいいます。（以下同じ。）

※5「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産総額または信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

③ ファンドの投資プロセス

当ファンドは、MHAM日本成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の投資プロセスにより運用を行います。

<マザーファンドの投資プロセス>



Step 1 定量基準による調査対象銘柄の絞り込み

過去の実績を基準にして、直近の3年間に各業種で相対的に好業績をあげた企業を選別します。

- ① わが国のすべての上場銘柄等を、当社独自の62業種に分類します。

東京証券取引所による33業種分類をさらに景気や業種のサイクルを考慮した当社独自の基準に基づく62業種に分類し直し、調査の実効性を高めます。

なお、この62業種分類は産業構造の変化等に応じて変更することがあります。

- ② 増収率、増益率、収益率を基準に、各業種別にスクリーニングを行います。

各項目ごとに直近3年間の実績を一定の比率で加重平均して合計の上、これを各業種の平均値と比較します。

- ③ 62業種毎の上位銘柄について、株式の市場流動性を勘案した上で、約600銘柄に絞り込み、調査対象銘柄とします。

この作業は原則として年1回行いますが、その後の状況の変化に応じて適宜追加・削除を行います。

Step 2 投資対象銘柄の選定

調査対象銘柄（約600銘柄）の中から、将来にわたり競争優位性を保ち、好業績を維持し得ると判断される企業を綿密な調査・分析により選別します。

- ① 企業調査では、将来にわたる「競争力の優位性」を中心とした定性評価を重視し、以下の点に着目して分析および評価（点数式によるスコアリング）を行います。

1. 業界内の既存企業間での競争優位性
2. 新規参入企業への競争対応力
3. 代替的な商品・サービスがおよぼす影響度
4. 原材料調達における供給者との力関係
5. 商品・サービスの魅力度とマーケティング力
6. トップ・マネジメントと企業体制の質

- ② 定量分析の項目についても点数式によるスコアリングを行います。

1. 短期成長性（今期・来期の業績予測）
2. 中期成長性（自己資本利益率および収益の変動性など）

3. 財産安定性（自己資本比率など）

4. 収益性（総資本利益率など）

③ 上記の定性項目・定量項目のスコアを合計して、全調査対象銘柄について総合点を算出します。

④ 62業種毎に総合点が高い銘柄を集計し、調査・分析内容を勘案した上で、約300銘柄に絞り込み、投資対象銘柄とします。

投資対象銘柄は、原則として3ヶ月毎に見直し、適宜銘柄の追加・削除を行います。また、定性項目・定量項目については、実際のパフォーマンスとの相関性を検証しながら適宜見直しを行います。

- ・ 調査・分析にあたっては、各業種担当アナリストによるチーム・アプローチを行うことによって、投資対象銘柄を選定します。
- ・ 具体的には、共通の調査項目による判断手法・基準の統一化、調査項目の客観的な配点を通じた総合評価など、プロセスの公平性と一貫性に留意して行います。

Step3 ポートフォリオ構成銘柄の決定

投資対象銘柄（約300銘柄）の中から、「中長期的に企業利益の成長が期待できる銘柄」として約60銘柄に絞り込み、ポートフォリオを構築します。

※ 組入銘柄数については、ファンドの規模および市況動向に応じ変更することがあります。

① ポートフォリオ構築にあたっては、PER^{※1}、予想PER、予想PCFR^{※2}、予想配当利回り^{※3}等の指標を用いて株価の割安性も加味します。

※1 「PER（株価収益率）」とは、株価の水準（割安・割高）を判断する指標の一つで、株価をその会社の1株当たり利益額で除した値。一般にPERが低いほど割安な銘柄とされています。

※2 「PCFR（株価キャッシュフロー倍率）」とは、株価の水準（割安・割高）を判断する指標の一つで、株価をその会社の1株当たりキャッシュフロー（税引き後純利益に減価償却費を加えたもの）で除した値。一般にPCFRが低いほど割安な銘柄とされています。

※3 「配当利回り」とは、株価の水準（割安・割高）等を判断する指標の一つで、株式の発行会社が支払う配当金をその会社の株価で除した値。配当金が同額であれば、株価が低い方が配当利回りが高くなるため、一般に配当利回りが高い方が割安とされています。

② 個別銘柄の選択効果を最大限に狙う見地より、銘柄の規模や業種別の投資比率には制限を設けないものとします。

(2)【投資対象】**① 有価証券の指図範囲**

委託会社は、信託金を、主として、みずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社とする親投資信託であるMHAM日本成長株マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第19条第1項第1号乃至第3号に定めるものに限りません。）をもってマザーファンドの受益証券を取得することを指図できます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者を総称して「新株引受権証券等」といいます。）
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので、本邦通貨建のものとしません。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるもので、本邦通貨

建のものとしします。）

10. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。また、本邦通貨表示のものとしします。）
 11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 12. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1. の証券または証書を以下「株式」といい、2. から5. までの証券を以下「公社債」といい、8. の証券および9. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ その他の投資対象

有価証券先物取引等

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

(3)【運用体制】

① 意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成21年9月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

② 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年3月3日および9月3日。ただし、休業日の場合は翌営業日以降の最初の営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

1. 分配対象収益の範囲

分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

2. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3. 留保益の運用方針

収益分配金に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

2. 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対し、お支払いします。

(5)【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式および新株引受権証券等（約款 運用の基本方針 運用制限、約款第18条、第20条および第21条）

1. 株式（新株引受権証券等を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

2. 委託会社は、新株引受権証券等への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

4. 委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

5. 委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券等で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

② 非株式[株式以外の資産]（約款 運用の基本方針 運用方法(2)投資態度）

非株式（株式以外の資産）への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

③ 投資信託証券（約款第18条）

委託会社は、投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用制限)

外貨建資産への投資は行いません。

⑤ 信用取引(約款第22条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記e. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥ 先物取引等(約款第23条)

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2)投資対象②金融商品の指図範囲の1. から4. 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この⑥で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑦ 転換社債等(約款第24条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債（両者を総称して「転換社債等」といいます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧ 有価証券の貸付(約款第25条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する

公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2. 前記1. に定める限度額を越えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨ 資金の借入れ(約款第33条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

b. 法令で定める投資制限

- ① デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ② 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主としてMHAM日本成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

なお、当ファンドでは、株式の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

② 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。

当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

③ 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。

当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

④ その他留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

(2) リスク管理体制

- ① リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。
- ② 法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。
- ③ 運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。
- ④ これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

※ なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に対し、販売会社が別に定める率（以下、「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とします。平成21年12月3日現在における手数料率の上限は2.625%（税抜2.5%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会

は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号 [※]
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[平日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。（以下同じ。）

- ③ 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6275%（税抜1.55%）の率を乗じて得た額とします。

その分配については、以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.7875% (税抜 0.75%)	0.735% (税抜 0.7%)	0.105% (税抜 0.1%)

- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
- ③ 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④ 以上の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個別元本について

- 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

4. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記「② 収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用あり）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

※ 平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）になります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税は課せられません。）の税率[※]による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度が適用できます。

※平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税は課せられません。）になります。

※ 買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

※ 税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成21年10月16日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券(MHAM日本成長株マザーファンド)	日本	3,570,375,202	99.42
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	20,532,083	0.57
合 計（純資産総額）		—	3,590,907,285	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（参考）MHAM日本成長株マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	日本	6,242,681,000	98.64
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	85,921,200	1.35
合 計（純資産総額）		—	6,328,602,200	100.00

(2) 【投資資産】（平成21年10月16日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	MHAM日本成長株マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	4,313,610,248	0.8334	3,595,393,185	0.8277	3,570,375,202	99.42

（参考）MHAM日本成長株マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本電産	株式	日本	電気機器	32,800	6,580.00	215,824,000	7,250.00	237,800,000	3.75
2	メイコー	株式	日本	電気機器	99,200	1,875.00	186,000,000	1,800.00	178,560,000	2.82
3	三菱UFJリース	株式	日本	その他金融業	63,680	2,855.00	181,806,400	2,740.00	174,483,200	2.75
4	ナブテスコ	株式	日本	機械	154,000	1,019.00	156,926,000	1,068.00	164,472,000	2.59
5	楽天	株式	日本	サービス業	2,300	57,700.00	132,710,000	60,200.00	138,460,000	2.18
6	田中化学研究所	株式	日本	化学	46,800	2,920.00	136,656,000	2,900.00	135,720,000	2.14
7	ディスコ	株式	日本	機械	23,000	5,810.00	133,630,000	5,860.00	134,780,000	2.12
8	スクウェア・エニックス・ホールディングス	株式	日本	情報・通信業	59,000	2,515.00	148,385,000	2,245.00	132,455,000	2.09
9	日本M&Aセンター	株式	日本	サービス業	330	411,000.00	135,630,000	401,000.00	132,330,000	2.09
10	日立金属	株式	日本	鉄鋼	129,000	900.83	116,207,657	974.00	125,646,000	1.98
11	日本写真印刷	株式	日本	その他製品	28,300	4,750.00	134,425,000	4,250.00	120,275,000	1.90
12	TOWA	株式	日本	機械	150,000	675.00	101,250,000	755.00	113,250,000	1.78
13	東洋電機製造	株式	日本	電気機器	132,000	835.00	110,220,000	817.00	107,844,000	1.70
14	オリンパス	株式	日本	精密機器	39,000	2,480.00	96,720,000	2,725.00	106,275,000	1.67
15	関東電化工業	株式	日本	化学	150,000	609.00	91,350,000	703.00	105,450,000	1.66

16	京セラ	株式	日本	電気機器	12,900	7,835.66	101,080,128	8,080.00	104,232,000	1.64
17	ザインエレクトロニクス	株式	日本	電気機器	450	231,536.41	104,191,388	228,400.00	102,780,000	1.62
18	日信工業	株式	日本	輸送用機器	76,000	1,331.00	101,156,000	1,326.00	100,776,000	1.59
19	シミック	株式	日本	サービス業	4,080	25,205.02	102,836,522	24,130.00	98,450,400	1.55
20	第一精工	株式	日本	電気機器	20,300	4,820.00	97,846,000	4,710.00	95,613,000	1.51
21	堀場製作所	株式	日本	電気機器	43,000	2,141.61	92,089,539	2,215.00	95,245,000	1.50
22	オリックス	株式	日本	その他金融業	16,640	7,190.00	119,641,600	5,690.00	94,681,600	1.49
23	日本マイクロニクス	株式	日本	電気機器	60,000	1,495.00	89,700,000	1,554.00	93,240,000	1.47
24	ACCESS	株式	日本	情報・通信業	380	241,323.63	91,702,980	240,000.00	91,200,000	1.44
25	ユーシン精機	株式	日本	機械	60,800	1,490.00	90,592,000	1,470.00	89,376,000	1.41
26	トリドール	株式	日本	小売業	450	197,300.00	88,785,000	198,000.00	89,100,000	1.40
27	東洋インキ製造	株式	日本	化学	260,000	337.18	87,668,187	334.00	86,840,000	1.37
28	JSR	株式	日本	化学	46,000	1,604.00	73,784,000	1,887.00	86,802,000	1.37
29	くらコーポレーション	株式	日本	小売業	277	285,900.00	79,194,300	308,000.00	85,316,000	1.34
30	MARUWA	株式	日本	ガラス・土石製品	36,000	2,165.00	77,940,000	2,350.00	84,600,000	1.33

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.42
合 計		99.42

(参考) MHAM日本成長株マザーファンド

国内／外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	食料品	0.77
		化学	8.70
		ガラス・土石製品	2.33
		鉄鋼	1.98
		非鉄金属	2.41
		機械	9.86
		電気機器	22.57
		輸送用機器	3.64
		精密機器	1.67
		その他製品	2.50
		陸運業	0.78
		情報・通信業	11.58
		卸売業	1.19
		小売業	6.73
		証券、商品先物取引業	1.75
		その他金融業	4.25
		不動産業	2.06
		サービス業	13.78
		合 計	

- ② 【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年10月16日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
1期	平成12年3月3日	16,351	17,804	1.0126	1.1026
2期	平成12年9月4日	24,354	24,413	0.8320	0.8340
3期	平成13年3月5日	18,480	18,480	0.5867	0.5867
4期	平成13年9月3日	16,438	16,438	0.5420	0.5420
5期	平成14年3月4日	14,866	14,866	0.5500	0.5500
6期	平成14年9月3日	12,052	12,052	0.4824	0.4824
7期	平成15年3月3日	9,258	9,258	0.4080	0.4080
8期	平成15年9月3日	11,274	11,274	0.5270	0.5270
9期	平成16年3月3日	13,172	13,172	0.6397	0.6397
10期	平成16年9月3日	13,968	13,968	0.7052	0.7052
11期	平成17年3月3日	14,216	14,216	0.7634	0.7634
12期	平成17年9月5日	14,059	14,059	0.8502	0.8502
13期	平成18年3月3日	13,970	14,458	1.0028	1.0378
14期	平成18年9月4日	12,371	12,371	0.9847	0.9847
15期	平成19年3月5日	9,329	9,329	0.8417	0.8417
16期	平成19年9月3日	7,568	7,568	0.7511	0.7511
17期	平成20年3月3日	5,424	5,424	0.5641	0.5641
18期	平成20年9月3日	4,409	4,409	0.4825	0.4825
19期	平成21年3月3日	2,399	2,399	0.2707	0.2707
20期	平成21年9月3日	3,673	3,673	0.4265	0.4265
	平成20年10月末日	2,950	—	0.3293	—
	平成20年11月末日	2,890	—	0.3228	—
	平成20年12月末日	3,002	—	0.3361	—
	平成21年1月末日	2,755	—	0.3093	—
	平成21年2月末日	2,485	—	0.2805	—
	平成21年3月末日	2,677	—	0.3042	—
	平成21年4月末日	2,842	—	0.3231	—
	平成21年5月末日	3,155	—	0.3597	—
	平成21年6月末日	3,447	—	0.3943	—
	平成21年7月末日	3,606	—	0.4163	—
	平成21年8月末日	3,697	—	0.4291	—
	平成21年9月末日	3,673	—	0.4303	—
	平成21年10月16日	3,590	—	0.4223	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0900
2期	0.0020
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0350
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	収益率（％）
1期	10.26
2期	△17.64
3期	△29.48
4期	△7.62
5期	1.48
6期	△12.29
7期	△15.42
8期	29.17
9期	21.39
10期	10.24
11期	8.25
12期	11.37
13期	22.07
14期	△1.80
15期	△14.52
16期	△10.76

17期	△24.90
18期	△14.47
19期	△43.90
20期	57.55

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成11年10月22日	信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
平成13年10月25日	主要投資対象を富士日本成長株マザーファンド受益証券に変更し、ファミリーファンド方式での運用に移行
平成19年1月4日	投資信託振替制度へ移行
平成19年7月1日	当ファンドの名称を「富士日本成長株オープン」から「MHAM日本成長株オープン」に変更 当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの名称を、「富士日本成長株マザーファンド」から「MHAM日本成長株マザーファンド」に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後3時（金融商品取引所（証券取引所）が半日取引日の場合は午前11時）までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、ます。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 申込単位は、販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付け（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの取得申込みの総額について制限を設ける場合があります。また、大口

の取得申込みの受付けについて、委託会社の判断により一定の制限を設ける場合があります。

- (9) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位または1万口単位をもって解約を請求することができます。
- ※ 解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては独自に解約単位を設定する場合があります。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、委託会社および販売会社の営業日の午後3時（金融商品取引所（証券取引所）が半日取引日の場合は午前11時）までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。また、大口の解約のお申込みの受付けについて、委託会社の判断により一定の制限を設ける場合があります。
- (7) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記（4）の規定に準じた価額とします。
- (8) ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受付け場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資

産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

株式：計算日における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

- ② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算され、翌日の日本経済新聞(当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名「みずほ」欄において、「日本成長」の略称にて記載されています。)に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成11年10月22日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

毎年3月4日から9月3日まで、および9月4日から翌年3月3日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成11年10月22日から平成12年3月3日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、

受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載

した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、第19期計算期間（平成20年9月4日から平成21年3月3日まで）及び、第20期計算期間（平成21年3月4日から平成21年9月3日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号（以下「財務諸表等規則」という。））ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号（以下「投資信託財産計算規則」という。））に基づいて作成しております。

財務諸表等規則は平成20年8月7日付内閣府令第50号により、投資信託財産計算規則は平成21年6月24日付内閣府令第35号によりそれぞれ改正されておりますが、第19期計算期間（平成20年9月4日から平成21年3月3日まで）及び、第20期計算期間（平成21年3月4日から平成21年9月3日まで）は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号及び内閣府令第35号附則第16条第2項により改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（平成20年9月4日から平成21年3月3日まで）及び第20期計算期間（平成21年3月4日から平成21年9月3日まで）の財務諸表についてはあずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

MHAM日本成長株オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期計算期間 (平成21年 3 月 3 日現在)	第20期計算期間 (平成21年 9 月 3 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,304,055	56,119,182
親投資信託受益証券	2,383,489,048	3,645,529,710
未収利息	124	184
流動資産合計	2,424,793,227	3,701,649,076
資産合計	2,424,793,227	3,701,649,076
負債の部		
流動負債		
未払解約金	760,155	2,624,289
未払受託者報酬	1,601,325	1,663,134
未払委託者報酬	23,219,169	24,115,371
その他未払費用	63,997	66,465
流動負債合計	25,644,646	28,469,259
負債合計	25,644,646	28,469,259
純資産の部		
元本等		
元本	8,864,288,585	8,611,907,280
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,465,140,004	△4,938,727,463
（分配準備積立金）	925,460,585	919,445,165
元本等合計	2,399,148,581	3,673,179,817
純資産合計	2,399,148,581	3,673,179,817
負債純資産合計	2,424,793,227	3,701,649,076

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期計算期間 (自 平成20年 9 月 4 日 至 平成21年 3 月 3 日)	第20期計算期間 (自 平成21年 3 月 4 日 至 平成21年 9 月 3 日)
営業収益		
受取利息	59,677	19,248
有価証券売買等損益	△1,876,317,553	1,393,117,792
営業収益合計	△1,876,257,876	1,393,137,040
営業費用		
受託者報酬	1,601,325	1,663,134
委託者報酬	23,219,169	24,115,371
その他費用	63,997	66,465
営業費用合計	24,884,491	25,844,970
営業利益又は営業損失（△）	△1,901,142,367	1,367,292,070
経常利益又は経常損失（△）	△1,901,142,367	1,367,292,070
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,901,142,367	1,367,292,070
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△36,247,565	30,647,660
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,729,743,134	△6,465,140,004
剰余金増加額又は欠損金減少額	188,076,212	235,354,646
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	188,076,212	235,354,646
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	58,578,280	45,586,515
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	58,578,280	45,586,515
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,465,140,004	△4,938,727,463

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期計算期間 (自 平成20年 9月 4日 至 平成21年 3月 3日)	第20期計算期間 (自 平成21年 3月 4日 至 平成21年 9月 3日)
1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	同左
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	同左
3 計算期間	本財務諸表に係るファンドの計算期間は、平成20年9月4日から平成21年3月3日までとなっております。	本財務諸表に係るファンドの計算期間は、平成21年3月4日から平成21年9月3日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第19期計算期間 (平成21年 3月 3日現在)	第20期計算期間 (平成21年 9月 3日現在)
1 担保資産	該当事項はありません。	—
2 計算期間末日の受益権総口数	8,864,288,585口	8,611,907,280口
3 元本の欠損金額	6,465,140,004円	純資産額は元本を4,938,727,463円下回っております。
4 一単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産の額 (1万口当たりの純資産の額)	0.2707円 (2,707円)	0.4265円 (4,265円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期計算期間 (自 平成20年 9月 4日 至 平成21年 3月 3日)	第20期計算期間 (自 平成21年 3月 4日 至 平成21年 9月 3日)																		
1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託 するために要する費用 該当事項はありません。	—																		
2 分配金の計算過程 (自 平成20年9月4日 至 平成21年3月3日) 信託約款に基づき計算した分配可能額1,034,463,986円 (経費24,884,491円控除後) より、収益分配方針に基づき 基準価額水準及び市況動向等を勘案した結果、当期は分配 を見合わせることに致しました。	1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (27,533,319円)、有価証券売買等損益 (0円)、 収益調整金 (113,143,034円)、分配準備積立金 (891,911,846円) より、分配対象収益は 1,032,588,199円 (1万口当たり1,199円) であり ますが、当期の収益分配金につきましては、見送り となりました。																		
<table><tr><td></td><td>金額 (円)</td><td>1万口当り (円)</td></tr><tr><td>A.配当等収益</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>B.有価証券売買等 損益</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>C.収益調整金</td><td>109,003,401</td><td>122.96</td></tr><tr><td>D.分配準備積立金</td><td>925,460,585</td><td>1,044.03</td></tr><tr><td>分配可能額</td><td>1,034,463,986</td><td>1,166.99</td></tr></table>		金額 (円)	1万口当り (円)	A.配当等収益	—	—	B.有価証券売買等 損益	—	—	C.収益調整金	109,003,401	122.96	D.分配準備積立金	925,460,585	1,044.03	分配可能額	1,034,463,986	1,166.99	
	金額 (円)	1万口当り (円)																	
A.配当等収益	—	—																	
B.有価証券売買等 損益	—	—																	
C.収益調整金	109,003,401	122.96																	
D.分配準備積立金	925,460,585	1,044.03																	
分配可能額	1,034,463,986	1,166.99																	

（有価証券関係に関する注記）

（１）売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第19期計算期間（自 平成20年9月4日 至 平成21年3月3日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,383,489,048	△1,811,994,897
合計	2,383,489,048	△1,811,994,897

第20期計算期間（自 平成21年3月4日 至 平成21年9月3日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,645,529,710	1,358,317,400
合計	3,645,529,710	1,358,317,400

（その他の注記）

元本の移動に関する注記

区分	第19期計算期間 （平成21年 3月 3日現在）	第20期計算期間 （平成21年 9月 3日現在）
1 期首元本額	9,139,544,241円	8,864,288,585円
期中追加設定元本額	87,875,300円	70,425,729円
期中一部解約元本額	363,130,956円	322,807,034円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM日本成長株オープン

（平成21年 9月 3日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM日本成長株マザーファンド	4,369,043,277	3,645,529,710	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	4,369,043,277 1 99.2%	3,645,529,710 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				3,645,529,710	
合計				3,645,529,710	

（注１）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「MHAM日本成長株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「MHAM日本成長株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

（単位：円）

区分	（平成21年 9月 3日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	151,582,894
株式	6,279,788,700
未収入金	79,821,270
未収配当金	2,205,760
未収利息	498
流動資産合計	6,513,399,122
資産合計	6,513,399,122
負債の部	
流動負債	
未払金	97,368,081
流動負債合計	97,368,081
負債合計	97,368,081
純資産の部	
元本等	
元本	7,689,203,207
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,273,172,166
元本等合計	6,416,031,041
純資産合計	6,416,031,041
負債純資産合計	6,513,399,122

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	（自 平成21年 3月 4日 至 平成21年 9月 3日）
1 運用資産の評価基準及び評価方法	株式につきましては、移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のある有価証券についてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）により評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成21年 9月 3日現在）
1 計算期間末日の受益権総口数	7,689,203,207口
2 元本の欠損金額	純資産額は元本を1,273,172,166円下回っております。
3 一単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産の額 (1万口当たりの純資産の額)	0.8344円 (8,344円)

（有価証券関係に関する注記）

（1）売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成21年3月4日 至 平成21年9月3日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	6,279,788,700	985,732,161
合計	6,279,788,700	985,732,161

（その他の注記）

元本の移動に関する注記

区分	（平成21年 9月 3日現在）
1 親投資信託の期首における元本額	7,522,278,264円 (平成21年 3月 4日)
期中追加設定元本額	674,407,589円
期中一部解約元本額	507,482,646円
2 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	7,689,203,207円
MHAM日本成長株オープン	4,369,043,277円
MHAM日本成長株ファンド＜DC年金＞	3,011,493,686円
MHAM日本成長株ファンドVA（適格機関投資家専用）	308,666,244円

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

有価証券明細表

MHAM日本成長株マザーファンド

（平成21年 9月 3日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額金額	備考
----	----	-----	-----------	-------	----

日本・円	日本M&Aセンター	350	411,000	143,850,000	
	アコーディア・ゴルフ	660	93,400	61,644,000	
	テンプホールディングス	46,400	775	35,960,000	
	シミック	4,080	25,220	102,897,600	
	カカクコム	198	346,000	68,508,000	
	セキュアード・キャピタル・ジャパン	460	105,400	48,484,000	
	メッセージ	400	170,000	68,000,000	
	ベストブライダル	200	320,000	64,000,000	
	アウトソーシング	924	39,150	36,174,600	
	エービーシー・マート	24,000	2,685	64,440,000	
	ポイント	8,000	5,700	45,600,000	
	くらコーポレーション	277	285,900	79,194,300	
	東洋水産	10,000	2,375	23,750,000	
	トリドール	450	197,300	88,785,000	
	グリー	8,400	8,320	69,888,000	
	フリービット	105	590,000	61,950,000	
	住友精化	118,000	394	46,492,000	
	関東電化工業	150,000	609	91,350,000	
	イビデン	26,500	3,270	86,655,000	
	田中化学研究所	46,800	2,920	136,656,000	
	日本パーカライジング	63,000	1,136	71,568,000	
	J S R	46,000	1,604	73,784,000	
	イーピーエス	150	375,000	56,250,000	
	東洋インキ製造	180,000	338	60,840,000	
	ヤフー	2,990	31,600	94,484,000	
	オービックビジネスコンサルタント	13,000	4,460	57,980,000	
	楽天	2,300	57,700	132,710,000	
	A C C E S S	320	240,700	77,024,000	
	ウェザーニューズ	41,200	1,616	66,579,200	
	上村工業	7,600	4,080	31,008,000	
	オハラ	44,800	1,463	65,542,400	
	MARUWA	36,000	2,165	77,940,000	
	日立金属	124,000	897	111,228,000	
	大阪チタニウムテクノロジーズ	31,000	3,090	95,790,000	
	古河電気工業	177,000	396	70,092,000	
	ユニプレス	65,000	1,288	83,720,000	
	ディスコ	23,000	5,810	133,630,000	
	エヌ・ピー・シー	24,000	2,580	61,920,000	
	ナブテスコ	154,000	1,019	156,926,000	
	TOWA	150,000	675	101,250,000	
	ダイキン工業	10,000	3,210	32,100,000	
	サムコ	14,400	990	14,256,000	
	ユンシン精機	61,900	1,490	92,231,000	
	東洋電機製造	142,000	835	118,570,000	
	日本電産	32,800	6,580	215,824,000	
	第一精工	20,300	4,820	97,846,000	
	エルピーダメモリ	40,000	1,280	51,200,000	
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	83,000	779	64,657,000	
	ザインエレクトロニクス	420	230,900	96,978,000	

	メイコー	99,200	1,875	186,000,000	
	アオイ電子	4,900	1,470	7,203,000	
	堀場製作所	33,000	2,125	70,125,000	
	キーエンス	3,800	19,240	73,112,000	
	日本マイクロニクス	60,000	1,495	89,700,000	
	岡谷電機産業	74,200	275	20,405,000	
	日本セラミック	47,900	1,229	58,869,100	
	芝浦電子	33,900	1,180	40,002,000	
	京セラ	10,900	7,800	85,020,000	
	ニチコン	29,000	1,212	35,148,000	
	日本ケミコン	280,000	347	97,160,000	
	日信工業	76,000	1,331	101,156,000	
	ショーワ	27,000	606	16,362,000	
	ネットワンシステムズ	710	151,200	107,352,000	
	ワークマン	29,300	1,178	34,515,400	
	オリンパス	39,000	2,480	96,720,000	
	日本写真印刷	35,300	4,750	167,675,000	
	任天堂	1,600	24,760	39,616,000	
	ニッセンホールディングス	50,000	308	15,400,000	
	S B I ホールディングス	3,200	20,260	64,832,000	
	オリックス	16,640	7,190	119,641,600	
	三菱UFJリース	63,680	2,855	181,806,400	
	ジャフコ	19,500	2,965	57,817,500	
	明和地所	106,100	653	69,283,300	
	リロ・ホールディング	54,300	1,191	64,671,300	
	ハマキョウレックス	22,200	2,545	56,499,000	
	GMOインターネット	195,000	418	81,510,000	
	スクウェア・エニックス・ホールディングス	59,000	2,515	148,385,000	
	コナミ	22,000	1,767	38,874,000	
	ヤマダ電機	5,020	6,150	30,873,000	
	ニトリ	8,400	7,060	59,304,000	
	ミスミグループ本社	45,000	1,701	76,545,000	
日本・円	小計 銘柄数 組入時価比率	3,592,134 81 97.9%		6,279,788,700 100.0%	
合計		3,592,134		6,279,788,700	

（注１）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２ 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年10月16日現在）

I 資産総額（円）	3,600,369,493
II 負債総額（円）	9,462,208
III 純資産総額（I－II）（円）	3,590,907,285
IV 発行済口数（口）	8,503,499,024
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	0.4223

（参考）MHAM日本成長株マザーファンド

I 資産総額（円）	6,491,775,465
II 負債総額（円）	163,173,265
III 純資産総額（I－II）（円）	6,328,602,200
IV 発行済口数（口）	7,646,259,861
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	0.8277

第５ 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	19,968,931,250	3,820,493,125	16,148,438,125
2期	15,645,404,762	2,522,843,416	29,270,999,471
3期	3,481,045,426	1,250,890,389	31,501,154,508
4期	1,348,874,597	2,521,082,682	30,328,946,423
5期	841,955,756	4,140,893,351	27,030,008,828
6期	447,166,698	2,493,334,722	24,983,840,804
7期	395,936,194	2,683,660,710	22,696,116,288
8期	204,116,822	1,505,511,136	21,394,721,974
9期	232,695,407	1,034,886,263	20,592,531,118
10期	943,846,903	1,728,931,834	19,807,446,187
11期	398,002,976	1,582,815,495	18,622,633,668
12期	247,505,945	2,333,117,954	16,537,021,659
13期	633,693,597	3,238,873,003	13,931,842,253
14期	636,483,708	2,004,164,563	12,564,161,398
15期	189,308,234	1,668,729,742	11,084,739,890
16期	98,636,136	1,107,720,895	10,075,655,131
17期	99,629,005	559,344,644	9,615,939,492
18期	69,767,665	546,162,916	9,139,544,241
19期	87,875,300	363,130,956	8,864,288,585
20期	70,425,729	322,807,034	8,611,907,280

（注）第１期の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

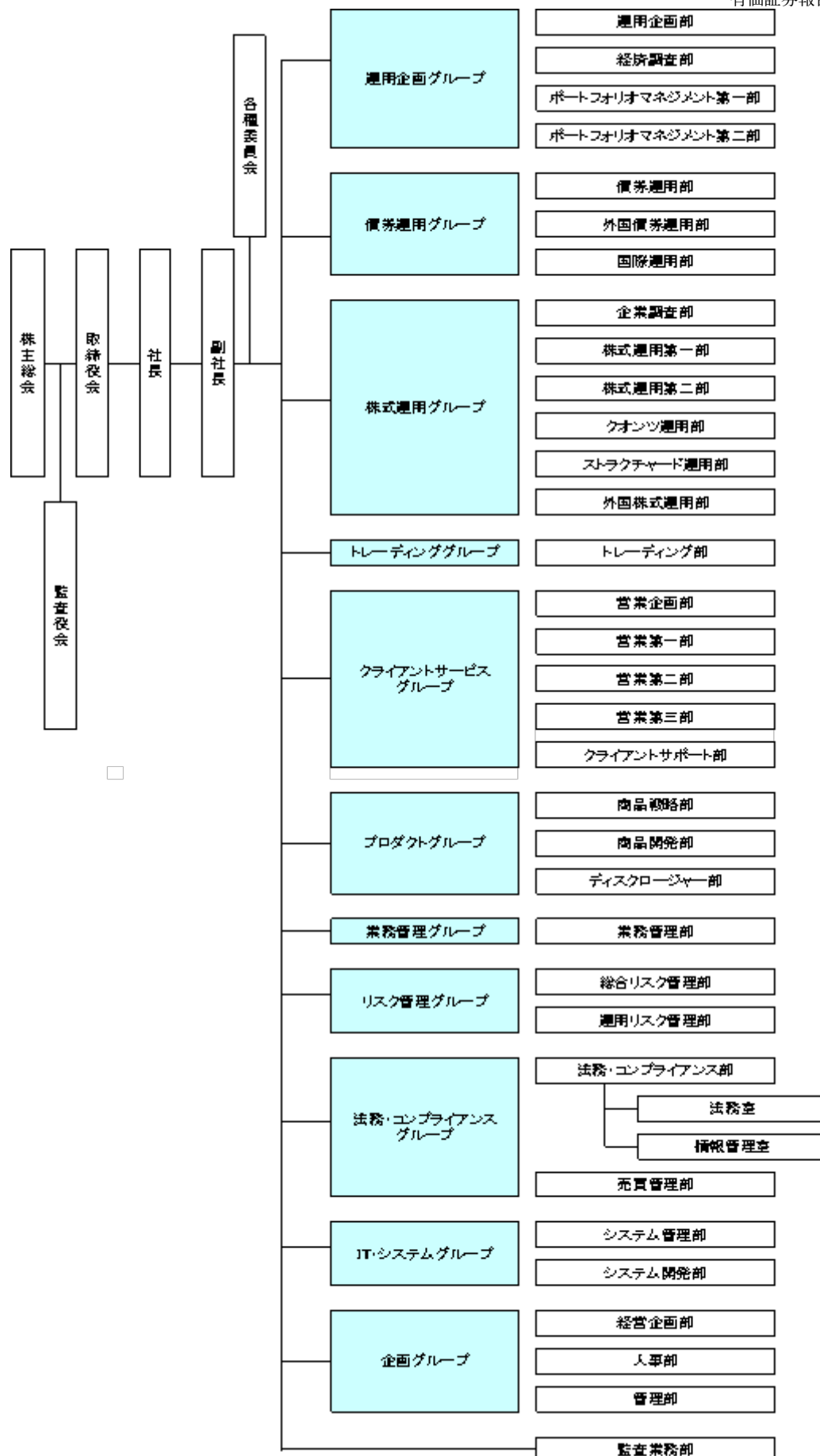
1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年11月30日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

(2) 会社の機構(平成21年11月30日現在)

① 会社の組織図



② 運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成21年10月16日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	16	299,790,322,030
追加型株式投資信託	190	1,441,232,743,556
追加型金銭信託受益権投資信託	12	20,357,204,552
単位型株式投資信託	65	202,691,236,307
合計	283	1,964,071,506,445

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人により監査を受け、また、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

		(単位： 千円)	
		前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金	625		330
預金	7,065,880		12,944,930
有価証券	11,992,744		699,650
前払費用	105,790		95,060
未収入金	5,454		107,717
未収委託者報酬	2,310,464		1,541,471
未収運用受託報酬	491,894		463,544
繰延税金資産	221,401		170,033
その他流動資産	153,475		168,518
貸倒引当金	△ 1,401		△ 1,002
流動資産合計	22,346,330		16,190,255
固定資産			
有形固定資産			
建物（純額）	299,699		262,456
工具、器具及び備品（純額）	202,763		168,704
リース資産（純額）	-		17,252
有形固定資産合計	※ 1 502,463		※ 1 448,414
無形固定資産			
電話加入権	12,747		12,747
ソフトウェア	20,840		9,688
その他無形固定資産	477		404
無形固定資産合計	※ 1 34,064		※ 1 22,840
投資その他の資産			
投資有価証券	※ 2 2,649,681		7,337,632
長期差入保証金	578,457		577,850
会員権	19,500		19,500

繰延税金資産	117,433	241,963
その他	4,200	12,646
投資その他の資産合計	3,369,271	8,189,593
固定資産合計	3,905,799	8,660,848
資産合計	26,252,129	24,851,103
負債の部		
流動負債		
預り金	25,271	310,663
リース債務	-	8,154
未払金		
未払収益分配金	2,498	1,211
未払償還金	82,809	59,604
未払手数料	1,000,605	653,229
その他未払金	25,942	18,206
未払金合計	1,111,857	732,252
未払費用	1,294,253	975,985
未払法人税等	622,172	416
未払消費税等	136,087	-
賞与引当金	330,000	357,300
流動負債合計	3,519,641	2,384,772
固定負債		
リース債務	-	22,465
長期未払金	14,667	7,965
退職給付引当金	78,809	-
役員退職慰労引当金	71,728	86,774
その他固定負債	-	5,355
固定負債合計	165,204	122,560
負債合計	3,684,845	2,507,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,677,723	5,550,806
利益剰余金合計	15,810,907	15,683,990
株主資本合計	22,572,982	22,446,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 5,698	△ 102,294
評価・換算差額等合計	△ 5,698	△ 102,294

純資産合計	22,567,284	22,343,771
負債純資産合計	26,252,129	24,851,103

(2) 【損益計算書】

(単位： 千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	19,457,777	16,239,947
運用受託報酬	2,416,074	2,382,150
その他営業収益	990	-
営業収益合計	21,874,842	18,622,097
営業費用		
支払手数料	8,694,634	7,324,723
広告宣伝費	506,498	403,189
公告費	4,648	333
調査費		
調査費	674,590	752,457
委託調査費	4,020,211	3,325,622
図書費	7,947	11,105
調査費合計	4,702,750	4,089,185
委託計算費	238,758	175,717
営業雑経費		
通信費	70,397	66,046
印刷費	241,701	258,312
協会費	15,284	18,680
諸会費	3,122	2,786
その他	71,874	87,262
営業雑経費合計	402,381	433,087
営業費用合計	14,549,671	12,426,237
一般管理費		
給料		
役員報酬	117,432	138,599
給料手当	1,887,640	2,232,878
賞与	324,158	363,519
給料合計	2,329,231	2,734,996
交際費	775	1,351
旅費交通費	114,064	111,430
租税公課	99,402	53,660
不動産賃借料	471,669	512,167
退職給付費用	108,459	119,728
福利厚生費	297,547	361,478
貸倒引当金繰入	383	-
賞与引当金繰入	300,575	357,300
役員退職慰労引当金繰入	32,114	21,351
固定資産減価償却費	115,621	126,603
諸経費	417,678	422,564
一般管理費合計	4,287,523	4,822,632

営業利益	3,037,647	1,373,227
営業外収益		
受取配当金	20,969	16,524
有価証券利息	43,685	49,988
受取利息	18,805	20,577
有価証券償還益	601,092	-
時効到来償還金等	77,733	17,667
雑収入	31,780	8,325
営業外収益合計	794,067	113,083
営業外費用		
時効到来償還金等払戻損	2,632	48,628
有価証券解約損	20,510	6,915
ヘッジ会計に係る損失	-	9,357
雑損失	4,527	12,493
営業外費用合計	27,670	77,395
経常利益	3,804,044	1,408,915
特別利益		
投資有価証券売却益	-	3,436
特別利益合計	-	3,436
特別損失		
減損損失	※1 80,910	-
合併関連費用	836,999	-
ゴルフ会員権評価損	4,000	-
システム統合費用	-	201,974
リース会計基準適用に伴う影響額	-	14,726
保養所処分損	-	3,353
投資有価証券評価損	-	529
特別損失合計	921,909	220,583
税引前当期純利益	2,882,134	1,191,768
法人税、住民税及び事業税	1,171,403	466,036
法人税等調整額	△ 10,164	△ 6,892
法人税等合計	1,161,239	459,144
当期純利益	1,720,894	732,624

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位： 千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	-	2,450,074

当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
前期末残高	2,266,400	4,716,474
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,463,878	5,677,723
当期変動額		
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	△126,917
当期末残高	5,677,723	5,550,806
利益剰余金合計		
前期末残高	14,597,062	15,810,907
当期変動額		
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	△126,917
当期末残高	15,810,907	15,683,990
自己株式		
前期末残高	△720,201	-
当期変動額		
自己株式の処分	720,201	-
当期変動額合計	720,201	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
前期末残高	18,188,861	22,572,982
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
自己株式の処分	720,201	-

重要な会計方針

43/60

有形固定資産…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15,467千円減少しております。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ558千円減少しております。 （2）無形固定資産…定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法 -----	（1）有形固定資産（リース資産を除く）…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 （2）無形固定資産 同左 （3）リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法
---	--

前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
4 引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 （2）賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 （3）退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。 （4）役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	4 引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 同左 （2）賞与引当金 同左 （3）退職給付引当金（前払年金費用） 同左 （4）役員退職慰労引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	-----

7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております	6 ヘッジ会計の方針 同左
8 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
-----	（リース取引に関する会計基準の適用） 「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は17,252千円、流動負債は8,154千円、固定負債は22,465千円増加し、営業利益は1,390千円増加し、経常利益は66千円、税引前当期純利益は14,793千円減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
（貸借対照表及び損益計算書） 当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき、「未収投資顧問料」を「未収運用受託報酬」、「投資顧問料」を「運用受託報酬」、「法人税等」を「法人税、住民税及び事業税」に変更いたしました。 また、「有価証券解約損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。 なお、前事業年度における「有価証券解約損」の金額は0千円であります。	-----

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 32,488千円 工具、器具及び備品 271,535千円 ソフトウェア 65,787千円 その他無形固定資産 368千円	※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 69,730千円 工具、器具及び備品 287,344千円 リース資産 44,652千円 ソフトウェア 54,108千円 その他無形固定資産 441千円
※2 担保に提供している資産 投資有価証券25,072千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。	-----

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)										
※1 減損損失 (経緯) 平成20年3月3日開催の取締役会において、売却の意思決定がされた資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>67,501</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>12,958</td></tr> <tr> <td>売却経費</td><td>450</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>80,910</td></tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の正味売却価額により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額（千円）	建物	67,501	器具備品	12,958	売却経費	450	合計	80,910	-----
種類	金額（千円）										
建物	67,501										
器具備品	12,958										
売却経費	450										
合計	80,910										

(株主資本等変動計算書の注記)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	839,200	212,870	-	1,052,070

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う新株式の発行による増加 212,870株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	26,620	-	26,620	-

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う自己株式の処分による減少 26,620株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年6月15日の第44回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	507,049,920円
2) 1株当たり配当額	624円
3) 基準日	平成19年3月31日
4) 効力発生日	平成19年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月17日の第45回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	859,541,190円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	817円
4) 基準日	平成20年3月31日
5) 効力発生日	平成20年6月18日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月17日の第45回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	859,541,190円
2) 1株当たり配当額	817円
3) 基準日	平成20年3月31日
4) 効力発生日	平成20年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	366,120,360円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	348円
4) 基準日	平成21年3月31日
5) 効力発生日	平成21年6月17日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引				1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。	
	工具、器具 及び備品 (千円)	車両及び 運搬具 (千円)	合計 (千円)	② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。	
取得価額相当額	55,599	11,885	67,484		
減価償却累計額 相当額	21,250	3,921	25,172		
期末残高相当額	34,348	7,963	42,312		

② 未経過リース料期末残高相当額	
1年以内	11,412千円
1年超	33,413千円
合計	44,825千円
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	12,097千円
減価償却費相当額	10,797千円
支払利息相当額	1,625千円
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	
減価償却費相当額の算定方法	
…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
…リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度 (平成20年3月31日)			当事業年度 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
① 株式	14,345	19,169	4,824	14,345	17,537	3,192
② 債券	3,499,629	3,499,744	115	25,046	25,112	66
③ 証券投資信託	999,300	1,059,940	60,639	2,714,944	2,770,741	55,796
小計	4,513,275	4,578,854	65,579	2,754,335	2,813,391	59,055
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
① 株式	63,670	52,065	△ 11,605	63,670	36,935	△ 26,735
② 債券	7,018,427	7,018,072	△ 354	699,654	699,650	△ 4
③ 証券投資信託	1,045,581	982,354	△ 63,226	4,198,602	3,993,813	△ 204,789
小計	8,127,679	8,052,492	△ 75,186	4,961,927	4,730,398	△ 231,529
合計	12,640,954	12,631,346	△ 9,607	7,716,263	7,543,789	△ 172,473

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額 (千円)	113,315	21,022
売却益の合計額 (千円)	—	3,436

売却損の合計額（千円）	—	—
-------------	---	---

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	2,807,380千円
解約・償還益	616,142千円
解約・償還損	20,768千円

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	273,772千円
解約・償還益	1,293千円
解約・償還損	6,915千円

3 時価評価されていない有価証券

内容	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	511,079	493,493
国内CD	1,500,000	—

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
① 債券				
国債	10,492,744	25,072	—	—
② 証券投資信託	—	—	—	—
③ 国内CD	1,500,000	—	—	—
合計	11,992,744	25,072	—	—

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
① 債券				
国債	699,650	25,112	—	—
合計	699,650	25,112	—	—

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
--	--

1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ① ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ③ ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。	1 取引の内容 同左 2 取引に対する取組方針 同左 3 取引の利用目的 同左 4 取引に係るリスクの内容 同左 5 取引に係るリスクの管理体制 同左
--	--

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成20年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(平成21年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注1)	510,895千円
② 年金資産		432,086千円
③ 退職給付引当金		78,809千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注1)	108,459千円
--------	------	-----------

② 退職給付費用	108,459千円
(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,603千円を含めております。	

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

① 割引率	2.5%及び4.5%
② 予定計算利率	0.75%及び1.00%
③ 過去勤務債務の償却方法	定額償却
④ 過去勤務債務の償却割合	20/100及び35/100

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注1)	536,082千円
② 年金資産		536,729千円
③ 退職給付引当金		—
④ 前払年金費用		646千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注1)	119,728千円
② 退職給付費用		119,728千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用16,753千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
有価証券償却超過額	11,432千円	有価証券償却超過額	11,432千円
ソフトウェア償却超過額	33,791千円	ソフトウェア償却超過額	125,208千円
賞与引当金損金算入限度超過額	134,277千円	賞与引当金損金算入限度超過額	145,385千円
退職役員退職年金未払金	12,285千円	退職役員退職年金未払金	5,968千円
ゴルフ会員権償却超過額	62,754千円	ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	58,774千円	その他有価証券評価差額金	70,179千円
退職給付引当金	32,067千円	その他	69,737千円
減損損失	9,195千円	繰延税金資産小計	459,033千円
その他有価証券評価差額金	3,909千円	評価性引当額	△44,620千円
その他	56,600千円	繰延税金資産合計	414,413千円
小計	415,087千円	繰延税金負債	
評価性引当額	△76,252千円	未払事業税	△2,152千円

繰延税金資産の純額	338,834千円	前払年金費用	△263千円
		繰延税金負債合計	△2,415千円
		繰延税金資産の純額	411,997千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
		法定実効税率	40.69%
		（調整）	
		評価性引当額	△2.65%
		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42%
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.26%
		住民税等均等割	0.35%
		その他	△0.02%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.53%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業 第一勧業アセットマネジメント株式会社（当社）

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

②被結合企業 富士投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併であり、両社はともに株式会社みずほフィナンシャルグループを親会社としております。なお、結合後企業の名称はみずほ投信投資顧問株式会社となっており、合併により普通株式239,490株を交付しております。また、合併による資本金の増加はありません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社が持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、平成19年7月1日を合併期日として富士投信投資顧問株式会社と合併しました。

2. 実施した会計処理の概要

当社が富士投信投資顧問株式会社より受入れた資産及び負債は、合併期日（平成19年7月1日）の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965百万円	子会社の経営管理	被所有直接98.7%	なし	経営管理	自己株式の処分	679,105	—	—

(2) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000百万円	銀行業	なし	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,110,308	未払手数料	411,412
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	直接0.0%	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,007,488	未払手数料	193,543
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231百万円	信託銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,559,261	未収委託者報酬	1,801,982

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,882,983	未払手数料	246,189
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	所有直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	1,342,543	未払手数料	118,580
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	11,271,538	未収委託者報酬	1,255,215

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 21,450.36円	1株当たり純資産額 21,237.91円
1株当たり当期純利益 1,733.85円	1株当たり当期純利益 696.36円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（1株当たり当期純利益の算定上の基礎）	（1株当たり当期純利益の算定上の基礎）
損益計算書上の当期純利益 1,720,894千円	損益計算書上の当期純利益 732,624千円
普通株式に係る当期純利益 1,720,894千円	普通株式に係る当期純利益 732,624千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 992,524株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項(平成21年11月30日現在)
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項(平成21年11月30日現在)
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,231	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。

(2) 販売会社	藍澤證券株式会社	8,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	株式会社SBI証券	47,937	
	野村證券株式会社	10,000	
	マネックス証券株式会社	7,425	
	丸國証券株式会社	601	
	みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	
	日興コーディアル証券株式会社	10,000※	
	楽天証券株式会社	7,445	
	株式会社みずほ銀行	650,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社千葉興業銀行	57,941	
	みずほ信託銀行株式会社	247,231	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。

（注）資本金の額について 平成21年3月末現在 ※ 平成21年10月1日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。なお、野村證券株式会社、マネックス証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社およびみずほ投信投資顧問株式会社では、新規の受益権の取得のお申込みの取扱いは行いません。

3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成21年12月3日現在、該当事項はありません。

<参考：再信託受託会社の概要>

名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成21年6月3日 有価証券報告書

平成21年6月3日 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年8月3日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年10月16日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員	公認会計士	鈴木 敏夫 印
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	奥村 始史 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM日本成長株オープンの平成21年3月4日から平成21年9月3日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM日本成長株オープンの平成21年9月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月10日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員	公認会計士	鈴木 敏夫 印
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	奥村 始史 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM日本成長株オープンの平成20年9月4日から平成21年3月3日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM日本成長株オープンの平成21年3月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。